

平成 28 年第 3 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成 28 年 11 月 28 日 開会

平成 28 年 11 月 28 日 閉会

むかわ町議会

平成28年第3回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (11月28日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明.....	5
議案第55号から議案第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
閉議及び閉会.....	14
署名議員.....	17

むかわ町告示第58号

平成28年第3回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年11月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成28年11月28日(月)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あった事件

議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第56号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第57号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第58号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算(第6号)

応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

不応招議員（4名）

7番	長谷川健夫	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員

開会及び開議の宣告

議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回むかわ町議会臨時会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

議事日程の報告

議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、大松紀美子議員、5番、三上純一議員を指名いたします。

会期の決定

議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第76号のとおりでございますので、御了承願います。

町長行政報告及び提出事件の大要説明

議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

概要説明の前に、諸般の行政の状況について御報告を申し上げたいと思います。

1点目は、JR日高線に関する件についての報告でございます。

11月18日にJR北海道から、JR北海道が単独では維持することが困難な線区等を示し、持続可能な交通体系のあり方について地域と相談していくとの発表があったことは既に御承知のことと存じます。この発表に先立ち、JR北海道の取締役ほか3名の職員が来町し、事前説明されたところでございます。新聞等により報道されたとおりの内容となっているところでございました。

JR日高線は、輸送密度200人以上2,000人未満で、JR北海道が単独では老朽土木構造物の更新も含め、安全な鉄道、サービスを持続的に維持するための費用を確保できない線区に位置づけされており、今後、鉄道を維持する仕組みについて地域と相談していきたいというものでございまして、協議の場としての協議会の立ち上げと経費節減、運賃等の負担方法、鉄道の利用促進、上下分離方式の検討など、4つの項目を軸とした相談の意向が示されておりますが、その具体的な相談内容については示されたものではございません。現時点ではこれまでどおり、JR日高線につきましては苫小牧・様似間を一体とした早期復旧、路線維持というのを念頭に、今後は北海道や関係自治体と緊密な連絡・連携を図り、協議のあり方・進め方を検討し、慎重に取り進めてまいりますとともに、町議会への情報提供・共有につきましても努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目は、東胆振広域振興協議会の今後の取り扱いについての報告でございます。

東胆振広域振興協議会は、昭和47年に当時1市6町により設立され、これまで事業を推進してまいりましたが、平成23年度から定住自立圏構想の調査・研究を進め、東胆振広域での振興・連携という協議会目的を包括した東胆振定住自立圏が、一昨年3月に1市4町が協定し圏域が形成されましたことは記憶に新しいところと存じます。本年5月に開催した東胆振広域振興協議会総会におきましては、定住自立圏構想の推進により圏域の振興を図っていく

ことから、本協議会につきましては解散する方向で進めるべきとの結論が出され、11月7日に開催されました幹事会において、具体的な手続と余剰金の取り扱いを構成市町が同一である苫小牧総合開発期成会に移行することが確認されましたことから、東胆振広域圏振興協議会につきましては、今後解散の手続を進めていくことになりましたことを御報告申し上げます。

3点目は、苫小牧信用金庫と本町との地域結婚支援事業の連携に関する協定の締結についての報告でございます。

本町の人口減少、少子高齢化が予想以上に進んでいる中、むかわ町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、未婚・晩婚対策の充実を図ることとしているところでございます。このたび、苫小牧信用金庫で2013年から取り組まれております結婚支援事業との連携について合意が調ったことから、出会いの少ない独身男女に対し出会いの場を提供し、結婚後のむかわ町への定住を図り、地域の活性化、少子化への対応を目的に苫小牧信用金庫と本町が連携し、官民が一体となった地域の結婚支援の強化を図っていくため、11月22日に協定を締結いたしましたので、御報告を申し上げる次第でございます。

4点目は、11月1日付で北海道から公表されました、平成30年度から国民健康保険の都道府県化に伴う市町村ごとの保険料試算額について御報告を申し上げます。

公表された仮算定の趣旨は、新たな制度への移行準備の一環として、一定の条件のもと、納付金と各市町村の保険料を比較することにより保険料の変化の傾向を把握し、納付金の算定方法や激変緩和の対象範囲等を市町村と協議する際の参考とするものでございます。

公表された本町の保険料試算額につきましては、1人当たり納付金による保険料収納必要額が、平成27年度保険料収納必要額に対し8%減の14万7,077円、夫婦2人所得200万円、モデル世帯の保険料の算定が平成28年度保険料率による算定に対し3.5%増の36万9,200円となっておりますが、市町村間で保険料が比較しやすいよう、現行1人当たりの保険料につきましては、一般会計からの法定外繰入など、本来保険料で納める分を加算し計算されておりますし、モデル世帯保険料につきましては、賦課方式が異なる市町村では全て三方式で試算されているところでございます。示された試算額がどのように算定されたかについては、道から示される国保事業費納付金等仮算定結果資料などをもとに分析を進めることとなります。1月中旬に2回目の仮算定が行われる予定となっておりますので、町としましても課題の把握に努め、北海道に対し、しっかりと意見反映したいと考えている次第でございます。

続きまして、本臨時会で御審議いただく事件の概要を御説明いたします。

提出案件は、議案4件であります。

議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本年8月8日の人事院勧告の内容に基づき、職員給与及び手当等について改正しようとするものであり、また、議案第56号から議案第57号につきましては、職員の手当にかかわる基準の改正を踏まえ、常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当についての基準を改正するもので、各条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第58号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算(第6号)につきましては、人事院勧告に伴う給与改正及び職員の昇格等に伴う所要の補正を行うものでございます。

以上、御審議いただきます事件の概要を御説明申し上げましたが、後ほど説明員から諸事件の内容につきまして御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(三倉英規君) これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

議案第55号から議案第57号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

議長(三倉英規君) 日程第5、議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案から日程第7、議案第57号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

議案第55号から議案第57号までの3件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹(西 幸宏君) 議案第55号から第57号まで、関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。これは平成28年8月8日の人事院勧告に基づきまして、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行によるもので、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の1ページ、人事院勧告に基づく給与改定の概要をごらんいただきたいと思っております。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、人事院の調査において、民間給与との間に格差が

生じているため、給料表を改定し月例給を引き上げるものでございます。民間との給与比較を行っている行政職給料表（１）におきましては、平均0.2%を引き上げるもので、採用職員の初任給について、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして1,500円を引き上げることとしまして、若年層についても同程度の改定を行い、その他については、それぞれ400円引き上げることと基本としております。また、再任用職員の俸給月額につきましても、この取り扱いに準じて改定を行うものでございます。

行政職給料表（１）以外の給料表につきましても、行政職給料表（１）との均衡を基本に所要の改定を行うものでございます。

続きまして、期末手当、勤勉手当の支給月数の改定でございます。期末手当、勤勉手当につきましましては、昨年８月から本年７月までの１年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月引き上げ、4.20月から4.30月とするものでございます。支給月数の引き上げ分につきましましては、勤勉手当に配分し、本年度につきましましては、12月期の勤勉手当を引き上げ、0.80月を0.90月へ改定するものでございます。平成29年度以降におきましては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう配分し、それぞれ0.85月とするものでございます。

続きまして、扶養手当の見直しでございます。扶養手当の見直しにつきましましては、平成29年４月１日から段階的に実施するもので、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額6,500円まで減額し、子に係る手当額を1万円まで引き上げるものでございます。

続きまして、特別職議会職員について一くりにさせていただきましたが、記載のとおり期末手当のみが該当いたします。先ほど御説明申し上げました一般職の職員と同様の支給割合にするために、4.20月から4.30月とするものでございまして、0.10月を引き上げるものでございます。支給月数の引き上げ分につきましましては、本年度12月期におきます2.175月を2.275月としまして、平成29年度以降におきましては、6月期2.025月を2.075月へ、12月期を2.175月を2.225月とするものでございます。

続きまして、資料２ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

初めに、改正条例案第１条に関するものでございます。むかわ町職員の給与に関する条例第１条から第19条に係る部分につきましましては、関連する文言の整理を行ったものでございます。

資料３ページの勤勉手当でございます。

第29条第２項第１号で支給割合を100分の80から100分の90へ引き上げるものでございます。

あわせて、同項2号で再任用職員に係る支給割合を100分の37.5から100分の42.5へ引き上げるものでございます。附則につきましては、55歳を超える職員に対する給与の減額措置について規定するものでございます。

第4条関係となります別表第1の行政職給料表(1)及び行政職給料表(2)、また、別表第2の医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)につきましては新旧対照表より除かせていただきましたので、御了承願います。

続きまして、改正条例案第2条に係るものでございます。資料4ページをお開きください。

扶養手当についてでございます。むかわ町職員の給与に関する条例第11条では、扶養手当の支給対象としております子と孫のうち、子のみ手当額を引き上げることから文言の整理を行い、手当額を配偶者、父母、孫などは6,500円、子については1万円とするものでございます。第12条では、支給に係る要件を整理したものでございます。

続きまして、資料6ページの勤勉手当でございます。第29条第2項第1号で支給割合を100分の90から100分の85へ引き下げるものでございます。あわせて、同項第2号で再任用職員に係る支給割合を100分の42.5から100分の40へ引き下げるものでございます。附則につきましては、55歳を超える職員に対する給与の減額措置について規定するものでございます。

続きまして、資料の7ページでございます。

議案第56号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。第4条では、期末手当の12月期支給割合を100分の217.5から100分の227.5へ調整し、改正条例案第2条では、期末手当の6月期支給割合を100分の202.5から100分の207.5へ、12月期支給割合を100分の227.5から100分の222.5へ調整するものでございます。

続きまして、資料の8ページでございます。

議案第57号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。改定内容につきましては、先ほどの常勤の特別職と同様の内容となっております。

続きまして、議案に戻って御説明申し上げます。

議案集1ページでございます。

議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。改正条例案第1条においては文言の整理及び勤勉手当の支給割合の改正でございます。条例第29条第2項第1号中、勤勉手当における支給割合を、一般職におきましては100分の80を100分の90へ引き上げ、再任用職員は100分の37.5を100分の42.5へ改めるものでございます。

附則第13項の改正は、6級以上55歳を超える特定職員に対する給与の減額措置について規

定するものでございます。

後段、別表第1及び別表第2として改定後の給料表を、こちら議案の1ページから16ページまでの間で掲載してございます。こちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思いますと思います。

16ページ、改正条例案第2条につきましては、扶養手当の支給対象を整理し、条例第11条第3項において扶養手当の月額を扶養親族の区分により整理し、子を1万円、配偶者、父母等を6,500円としております。また、条例第29条、勤勉手当の支給割合を、一般職におきましては100分の90を100分の85へ引き下げ、再任用職員は100分の42.5を100分の40へ改めるものでございます。附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条及び附則第4項の改正規定は、平成29年4月1日から適用とするものでございます。

続きまして、19ページ、議案第56号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。第1条は期末手当における支給割合の改正でございます。12月支給を100分の217.5から100分の227.5へ引き上げるものでございます。第2条は勤勉手当における支給割合を改正するもので、6月支給を100分の202.5を100分の207.5へ、12月支給を100分の227.5を100分の222.5とするものでございます。附則におきましては、この条例案の施行を平成28年12月1日とするものでございますが、第2条の規定は平成29年4月1日から施行とするものでございます。

続きまして、21ページ、議案第57号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。改正内容につきましては、議案第56号と同様でございます。附則につきましても同様でございます。

以上、議案第55号から第57号まで一括して提案の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第55号についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。これで議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号の質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第55号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。これで議案第55号についての討論を終わります。

次に、議案第56号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。これで議案第56号についての討論を終わります。

次に、議案第57号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。これで議案第57号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順といたします。

まず初めに、議案第55号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三倉英規君） 日程第8、議案第58号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第58号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案書の23ページをお開きください。

補正予算（第6号）につきましては、平成28年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正を、先ほど議案第55号から議案第57号で御決定いただいたところですが、これらに関するものを、今後不足する部分について追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億3,423万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出より御説明申し上げます。

1款議会費の30万5,000円の追加につきましては、12月支給の期末手当につきましては、算定基礎となる月数が2.175カ月から0.1カ月分増加し2.275カ月となりますことから、これにより今後不足する額を追加するものでございます。

次に、12款給与費でございます。給与費の640万4,000円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により、一般職級が平均0.2%増となり102万円、勤勉手当が0.1カ月増となり318万2,000円をそれぞれ追加するとともに、4月以降の人事異動昇格に伴い、管理職手当で129万円、通勤手当で91万2,000円を追加するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

説明書の2ページに戻らせていただき、歳入について御説明申し上げます。

19款繰越金でございます。本補正予算に係る財源として、前年度繰越金から歳出と同額の640万4,000円を追加するものです。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（三倉英規君） これから、説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと、議案書つづりの23ページから24ページ、予算総則、第1表、歳入歳出予算補正の全般についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり決定されました。

閉議及び閉会の宣告

議長（三倉英規君） これで本臨時会に付託された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時33分